

山北町自治基本条例に対するパブリックコメント結果

1	意見募集期間	平成24年9月18日(火)～10月31日(水)
2	意見提出者	3名
3	意見件数	21件

番号	寄せられた意見	意見に対する町の考え方
1	<p>全体的なことだが、いろいろと、美辞麗句が並べてあるが中身が薄いように感じる。どうしても解釈できるような表現や、主語と述語がきちんとわかるような(対象の町民にきちんと伝わるような)表現を望む。</p>	<p>条文によっては、主語、述語を明確に置きにくい場合もあり、あえてそのようにしています。またこれまで町民の代表の皆さんでの検討過程においてまた、町長と語る会において表現について中身が薄いとのこと指摘は他に特にうけておりません。他に多く同様のご意見を今後いただく場合は条例改正の際などに表現を検討いたします。</p>
2	<p>第1条を簡潔に表現すると「自治の推進を図る」ことを目的とする。となるが、小田原市事例では、「市民が～中略～まちを実現する」ことを目的、箱根町事例では、「自治の推進を図る」ことを目的とする。と、自治体によって違いがある。私の意見は、小田原市の目的の方が妥当と思う。また、両事例と比べると当町の案は、いろんな内容を盛り込みすぎている。簡潔に目的を記載すべきと考える。</p>	<p>ご意見の趣旨は承りました。目的規定の基本構造である、この条例に規定することを明らかにし、後段に最終目的を規定しています。他市町に比較しても遜色ないものと判断します。この条例は自治体ごとの個性を大切にするものですので、山北町らしさに重点をおいてこれまで町民の代表の皆さんや、役場内で検討を進めてまいりました。また、できるだけ詳細にせず、わかりやすさに配慮した簡潔な内容としたものです。</p>
3	<p>第3条の用語の定義において、箱根町及び小田原市の事例では、「町民」と「住民」が明確に分かれており、いわゆる「住民投票」は対象が「住民」とはっきり規定されている。当町案では、曖昧になっている。両事例と同様に、明確にすべきと考える。</p>	<p>住民投票を実施する場合は、別に住民投票条例を制定し、当該条例で投票できる者の年齢や住所地等の範囲を規定します。自治基本条例で詳細に規定する必要は要しません。従いまして、ご指摘の「町民」と「住民」の点については素案のとおりで進めたいと考えます。</p>
4	<p>第3条の用語の定義において、小田原事例市＝「議会」＋「市の執行機関」(＝「市長」、「教育委員会」～中略～「固定資産評価審査委員会」)箱根町異例 町政＝町議会＋町(＝「町長」、「教育委員会」～中略～「固定資産評価審査委員会」)当町案では、町と議会が別になっている。た、町長他の言葉が表</p>	<p>ご意見のような規定をする自治体は多いですが、当町の場合、各種執行機関に町民が委員として参画しています。この点については、策定会議の中でも議論がされたうえで、素案のとおりとなっています。従って、同様の規定をすると一部の町民は町長や職員と同じ制約を受けてしまいます。職員は当然</p>

	に出てこない。どうも、基本姿勢が違うように思える。なお、町の職員は当然「町」の構成員に含まれていますよね。（定義している部分が見当たらないので確認です。どこかに明記すべきと思う）	「町」に含まれます。
5	第3条において、条文では、三者が関わる（協働か）のニュアンスだが、解説の例では、突然地域や住民といった偏った説明になっている。 スタンスがおかしい。	この条例運用していく中で、修正の必要が生じた場合に対応していくことを想定しています。この条例とスタンスとしては、山北町がよりよくなるために、山北町に係るすべての人がまちづくりに協働でとりくんでもらいたいというスタンスです、このような考え方はこの条例の趣旨と合致していると考えます。
6	第3条の用語の定義における「協働」について、単純に国語辞典の内容で良いのではないか？余計なお世話とでも言いたい。	協働はこの条例のポイントです。あえて説明をしています。また子どもから高齢者まであらゆる世代を対象としていることから定義の必要性があると考えます。
7	第3条の用語の定義における「協働」について、7ページで、「参加」、「参画」の意味を分けているのに、この項では意味不明。箱根町事例では、「参加」、小田原事例では、「自治の推進を目指す」になると思うのが小難しい解釈で補完すると余計に分かりにくくなる。	素案では参加の定義となってしまうので、ご意見を参考にして次のとおり修正します。 〔単にまちづくりに参加するだけでなく、企画立案の段階から主体的に加わり活動することをいう。〕
8	【解説文】「自治」がいわゆる「自治会」と異なる意味でつかわれている。「自治」という言葉で「自治会」に本来の行政業務を押し付けるように感じる。在勤、在学者等も含む特定できないような「町民」の意思と責任をだれがどうやって確認できるのか？また、憲法92条の話から、「町民」と「住民」とがごっちゃに使われている。最初に結論ありきで、文章をこねくり回していないか。住民自治…「町民」と「住民」は違う。まぜこぜにするな。最終段では、あたかもまちづくりが、町民だけで行うべきのような記載になっている。三者はどこに消えたのか？	本町は限られた人口の町としてまちづくりをしていきます。その中で在勤、在学者等も特定できないのではなく、山北町に関わる多くの方々に、まちづくりに参画いただくことを想定しています。なお、この条例運用していく中で、修正の必要が生じた場合に対応していくことを想定しています。解説の5も参照ください。

9	<p>【解説文】「町」や「議会」と異なり、特定できない「町民」とがどうやって対等な立場になれるのか？そもそも、他事例と異なり「町」と「議会」とを分けているスタンスがおかしい。</p>	<p>自治基本条例は、個々の事務を規定する条例ではなく、まちづくりの理念を規定する条例です。町と議会については、憲法で定められている三権分立の関係もありむしろ同一に規定することは適当でないと考えます。</p>
10	<p>前文と第1～3章の解説は案通りでよいが、第4～10章の各条の「解説」の内容は「説明」として其々の本文の中に入れるべきと考える。これにより本文の内容がより詳しく説明され、理解が深まる。この場合、各条の要点は本案のように枠の中に入れるのがよい。</p>	<p>条例の作り方には理念型条例と具体的規定型条例があります。前者は、理念規定が中心の条例であり、条文の少ない簡潔な条例となっています。後者は、具体的な権利や制度・仕組みも規定されている条例であります。注意しなければならないのは、詳細な具体的規定を定めても、実効されなければ例規集にあるだけの条例となってしまう。また、細分化・詳細化は、ルールの内容が明確になる反面、ルールの全体像を把握することが難しくなると言われています。この条例は、理念型でスタートし、実践を積み重ねて、改正の必要が生じた場合に必要な規定を盛り込むことを想定しています。</p>
11	<p>第5条で、不特定多数の「町民」に町や議会と同じレベルの情報公開は出来ないだろう。三者が同じ情報を共有できないのに、三者対等なレベルの協働なんてありえない。</p>	<p>できる範囲で実施していかなければ、まちづくりは進めていけません。ありえないと決めつけるのではなく、仮に対等な協働関係でないとしても、対等な関係を志向するべきではないかと考えます。</p>
12	<p>第5条第2項中、「個人情報保護法」は正式な法律名とする必要があるのではないか。</p>	<p>ご意見のとおり、正式名称に修正いたします。</p> <p>（第2項中は「個人情報の保護に関する法律」に、解説2中「個人情報保護条例」を「山北町個人情報保護条例」に修正します。）</p>
13	<p>第6条、7条で不特定多数の「町民」を対象に「責務」を言っても意味がない。町長懇談会時の雑談で、本条令の目的を聞いたがこの案文ではとって汲み取れない。それが目的なら、ダイレクト、簡潔に表現したらどうなのか？</p>	<p>自治基本条例は、「人任せ」「行政任せ」ではなく、地域のことは地域で自己責任のまちづくりに参画することを求めるものです。</p>

14	<p>第8条の「自治会等は、町民が地域で協働のまちづくりを進めるうえでの中心的役割を担う」「町民は、自治会の役割を理解して、積極的に活動に参画」は全く教科書的な記述（一般論）である。現実の自治会には、自治会長（ほかの役員も）をやる人がいない（やりたくない）という切実な問題がある。これにはいくつかの理由（要因）がある。第8条を実践するのはこの問題を解決することが必須と考える。この条例がこのまま施行されると自治会長の負担が更に増えると解釈され、ますます自治会長の「なりて」がいなくなる懸念がある。</p>	<p>この条例は、町民、町及び議会それぞれが町づくりに責任をもって参画することを規定しているものです。町民は個人かコミュニティ団体で参画することが考えられますが、山北町のコミュニティ団体の中で自治会の役割は非常に重要なものです。しかし、昨今では、その自治会に未加入の世帯が急激に増加しています。自治会に加入することは個人の自由意思ではありますが、地域防災の観点からも未加入者が多いことは危惧されます。これまで、行政として自治会加入を勧めることはできても、それ以上のことはできませんでしたが、本条例でまちづくりの中で自治会を明確に規定することで、従来より一歩進んで自治会加入を勧めることができます。</p> <p>またこの条例で自治会加入を明記することで、町民の皆さんに今一度自治会の重要性を認識していただきたいとの思いもあります。</p>
15	<p>第8条で、まず、日本語おかしい。言いたいのは、自治会等「の」まちづくりか？ここで突然「自治会」が出てくる。しかも「中心的役割」ときた。今まで出ていた「町」や「議会」（これもおかしいが...）の三者の考えはどこに行ったのか？</p>	<p>14の回答と同じです。</p>
16	<p>第9条の、「前略～自治会等地域課題の解決の主体としての地域組織の活動支援～攻略」日本語になっていないのではないか？「自治会等地域課題」って何？地域組織って、なに？</p>	<p>ご意見のとおり、規定文は修正いたします。地域組織は解説に例記しています。</p> <p>〔「自治会等の地域課題」に修正します。〕</p>
17	<p>第10条の町長の「職務」の定義は何？【解説文2項】性善説 なぜ、改めて町長だけに記載するのか</p>	<p>他の条で、町民の権利及び責務、職員の役割及び責務も規定しています。</p>
18	<p>第12条の「必要な情報を町民に公開する」とは？だが、必要な情報と判断するのか？三者対等なレベルでの協働はどこへ行った？</p>	<p>基準となるのは、山北町情報公開条例ですが、それより進んで公開していくことを想定しています。三者の対等なレベルでの協働を毀損するものではないという考え方だと思います。</p>

19	<p>第13条の「前略～まちづくりに【協力するよう】【努めなければ】～後略」抜け道だらけの文章ではないか＞そもそも、給料もらっているのだから、【積極的に遂行する】くらいの記載をすべきだ。他の市の事例に比べても、怠慢だ。</p>	<p>この条例運用していく中で、仮に他市に比べて山北町が怠慢というような状況だと認められるなど修正の必要が生じた場合に対応していくことを想定しています。</p>
20	<p>第16条の行政評価の考え方には大賛成です。この条の意図しているところは、この条例の中心になるものと確信します。1項の規定文のあとに、解説に記述されている「行政評価とは、行政の施策、事業を評価し（Check）、評価の過程で発見された課題を事業の見直し（Action）や計画・予算等に反映させ（Plan）、新たな目標値を定めて事業を実施（Do）していくという一連のサイクルを通じて効率的かつ効果的な行政運営を図るものです。」を加筆する。</p>	<p>まちづくりを効果的・効率的に行うためには行政評価は不可欠です。実践的な評価手法として解説に記述した以外にも、①課題設定→②政策立案→③政策決定→④政策執行→政策評価というような5段階モデルや①企画→②実行→③評価なども考えられます。町民の期待に応えるような行政評価を継続して実行していくことを担保することや、育てていく条例でありますので、スタート時点から事務の執行手順の規定は避けています。</p>
21	<p>第22条は山北町にとって、現在～将来の重要な観点を示しています。但し、条例の「豊かな社会経験をもつ高齢者はその技術・ノウハウを活かして積極的なまちづくりに参加」だけではかけ声だけで終わってしまうように思います。具体的に、どのような「しくみ」でどのような活動をするのかその方向を明確にする必要があると思います。例えば（元氣）な高齢者による近隣の独居高齢者や高齢者夫婦の日常見守りや生活補助活動などは直近の課題である。</p>	<p>この条例は、条文の少ない理念型条例としてスタートしています。もちろんご意見のような危惧は十分ありますが、実践を積み重ねていながら、みなさんの使いやすい条例に育てていきます。条例制定時にあまり細かく規定することで却って将来のまちづくりに制約をかけることを避けたいという狙いもあります。また、「しくみ」を行政が企画立案するのであれば、従来の方向から大きな変化は望めませんので、多くの方が自分達のこととして、責任を持ち携わることを想定しています。</p>